

# 令和6年度 杉並区私立幼稚園等施設等利用給付及び 保護者補助金のお知らせ(新制度幼稚園・認定こども園)

令和元年10月から開始となった幼児教育無償化に加え、杉並区では幼児教育の振興及び子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、私立幼稚園に在籍する保護者に入園料等の補助をしています。下記内容をご覧ください、必要書類等の提出をお願いいたします。

## 1. 補助対象施設と対象者

以下の条件をすべて満たした方

- ・ 園児と同居する保護者で、杉並区に住民登録をしていること。
- ・ 園児が新制度幼稚園、認定こども園（通園可能な範囲にある区外の園も対象）に在籍し、保護者が「入園料」「預かり保育料」「特定負担額」を納入済みであること。
- ・ **教育・保育給付認定または施設等利用給付認定を有すること。**

## 2. 給付金・補助金の内容

種類	対象（要件）	補助金額
入園料補助金	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 幼稚園に在籍する園児（満3～5歳児）世帯</li><li>・ 入園日に杉並区に住民登録があること。 ただし、4月入園の場合は4月30日に住民登録がある場合も交付対象</li></ul>	年額 60,000 円 (所得制限なし) ※ 1人1回限り ※ 負担した入園料を上限とします。
特定負担額に対する補助金 ※ 実費徴収費用は対象外です。	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 幼稚園に在籍する園児（満3～5歳児）世帯</li><li>・ 園が<b>毎年度</b>特定負担額を徴収していること。 ※ 入園時一括徴収園は対象外です。</li><li>・ 教育保育給付1号認定児童 ※ 2号認定児童は対象外です。</li></ul>	次ページ【特定負担額補助金単価表】のとおり
預かり保育利用料等に対する補助金	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 幼稚園に在籍する園児（満3～5歳児）世帯</li><li>・ <b>保護者がいずれも「保育の必要性」の認定を受けていること（月48時間以上の就労が常態である等）。</b></li><li>・ 令和3年4月2日以降に生まれた園児（満3歳児：令和6年度）は区民税非課税世帯と第2子以降のみ対象です。</li><li>・ <b>育休期間中は対象外となり、復職月から有効となります。</b></li><li>・ 書類提出後、要件が確認され次第翌月からの認定となります（4月のみ当月認定）。</li><li>※ 在籍園の状況により、認可外保育施設等の利用も補助の対象となる場合があります。</li></ul>	上限 日額単価 450 円×利用日数 もしくは月額 11,300 円の少ない方 ※ 負担した預かり保育利用料を上限とします。 ※ 満3歳児クラスの預かり保育料については、月額 16,300 円を上限に補助します。

## 3. 申請の手続等

申請書兼請求書兼口座振替依頼書を提出してください。

申請書の記載例を参照の上、在籍する園に提出してください。保育課に提出するよう案内があった場合には、保育課まで郵送または持参してください。

#### 4. 申請期限

**令和7年3月31日(月)** ※年度途中入園の方は、随時申請して下さい。

#### 5. 交付時期

各種補助金の交付時期は以下を予定しています。

○入園料補助金

○預かり保育料 特定負担額※償還払い園の交付時期

期	支払対象月	振込予定
第1期	令和6年4月～6月分	令和6年8月中旬
第2期	令和6年7月～9月分	令和6年11月中旬
第3期	令和6年10月～12月分	令和7年2月中旬
第4期	令和7年1月～3月分	令和7年5月中旬

#### 6. その他

##### 【特定負担額補助金単価表】(令和6年度)

(円)

区分	区民税所得割額	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護受給世帯	6,200		
2【ひとり】	非課税世帯【ひとり親世帯等に該当】	6,200		
2	非課税世帯	3,200	6,200	
3【ひとり】	77,100円以下【ひとり親世帯等に該当】			
3	77,100円以下(年収約360万円以下)	3,000		6,200
4	211,200円以下(年収約680万円以下)			5,600
5	256,300円以下(年収約730万円以下)			5,000
6	上記以外(年収約730万円を超える)			

※第2子以降とは、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児

※令和6年4月～令和6年8月は令和5年度区民税所得割額

令和6年9月～令和7年3月は令和6年度区民税所得割額で補助金を算定します。

※ひとり親世帯等(単身赴任は含まず)とは保護者または保護者と同一世帯の方が下記に該当する世帯です。

(1) 配偶者のいない者で現に児童を扶養している者

【提出書類(いずれか)】・児童扶養手当受給者証の写し・保護者の戸籍謄本

・その他(離婚が確認できる書類等)

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(在宅の者に限る)

【提出書類】・身体障害者手帳の写し・療育手帳(愛の手帳)の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し

(3) 特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金の受給者(在宅の者に限る)

【提出書類】・特別児童扶養手当受給者証の写し・障害基礎年金の受給者証の写し

(4) その他区長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

##### 【問合せ・提出先】

杉並区役所 子ども家庭部 保育課 子供園・幼稚園係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03-3312-2111(代表)